

【発表記者会：青森県政記者会】

令和2年5月7日
東北運輸局青森運輸支局

弘前ナンバー交付開始します！

■地方版図柄入りナンバープレート■

5月11日(月)から、弘前ナンバーの交付を開始しますので、お知らせいたします。
5月11日以降は、新車・中古車だけでなく、新たに自動車の使用の本拠の位置を「弘前市」「西目屋村」へ変更される場合は、すべて弘前ナンバーへ変更されます。

1. 交付開始日

令和2年5月11日(月)

2. 対象地域

弘前市・西目屋村

3. 対象車両

原動機付自転車、小型特殊自動車を除く、軽二輪以上の車両

4. 料金(2枚)

・ 図柄入りナンバー	大板	11,800円	中板	7,680円
・ 希望ナンバー	大板	5,140円	中板	4,100円
・ 通常版	大板	2,180円	中板	1,600円

※図柄のカラー版については上記に加え、1,000円以上の寄付を頂いた場合に選択可能となります。

注) 大板：車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、乗車定員30人以上

中板：上記以外

5. 図柄入りナンバー・希望ナンバーの申込み方法

○申込先

・ <http://www.graphic-number.jp/>／ウェブサイトから申し込み

・ 一般社団法人 青森県自動車協会／窓口で申し込み

○申込に必要なもの

・ 車検証もしくは写し(車台番号等を入力するため)及び料金

※通常版のナンバーは、事前の申込みは不要です。



【問い合わせ先】

東北運輸局青森運輸支局登録部門 唐牛・日下

電話：017-739-1501 FAX：017-724-0003

弘前ナンバー交付概要について

5月11日は、交付開始初日ということで朝から窓口での申請が集中することが予想されます。新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、お急ぎでない場合は申請日をずらすとか、車検時等にあわせてナンバー変更をしていただく等、登録申請分散化にご協力をお願いいたします。

令和2年5月11日以降、新車・中古新規だけでなく、新たに自動車の使用の本拠の位置を「弘前市・西目屋村」へ変更される場合は、すべて弘前ナンバーへの変更が伴い、車両の持ち込みが必要となります。

なお、変更がない場合に、現在付けている青森ナンバーを必ず、弘前ナンバーに変更しなければならないものではありません。また、車検を受けても、自動的に弘前ナンバーには変わりません。弘前ナンバーに変更する場合は、番号変更申請が必要となります。

【参 考】

- | | |
|-------------------|---|
| ① 新規登録 | (ア) すべて弘前ナンバー (青森ナンバーとの選択制ではない。) |
| ② 変更 (移転) 等
転出 | (ア) 弘前地域の青森ナンバー⇒ 青森地域へ (番号変更なし。)
八戸地域へ (八戸No.へ番変あり。強制)
(イ) 弘前ナンバー ⇒ 青森、八戸地域へ (青森No.もしくは八戸No.へ番変あり。強制) |
| ③ 変更 (移転) 等
転入 | (ア) 青森、八戸ナンバー ⇒ 弘前地域へ (弘前No.へ番変あり。強制)
(イ) 他県ナンバー ⇒ 弘前地域へ (弘前No.へ番変あり。強制) |
| ④ 番号変更 | (ア) 弘前地域の青森ナンバー⇒ 弘前ナンバーへ (希望により番変可能)
(イ) 弘前ナンバー ⇒ 弘前ナンバー地域で青森ナンバーへ (不可)
※ 弘前地域の青森ナンバー ⇒ そのまま使用可能 |